

平成 29 年 度

定期監査等結果報告書

(議会事務局)

豊前市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の対象

議会事務局

2. 監査の範囲

平成28年度（平成28年4月～平成29年3月）
財務事務並びにその他の事務の執行状況

3. 監査の期間

平成29年4月24日 ～ 平成29年5月31日まで

4. 監査の方法

議会事務局から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部又は一部を抽出して、財務及び事業等に関する事務事業の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

第2 監査の結果

議会事務局における財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 政務活動費について

平成28年度分の政務活動費の使途に当たっては、政務活動費使途基準実施細目に基づき概ね適正に支出されているが、収支報告書において軽微な計算誤りのものが見受けられた。この計算誤りは正規金額より低い額で報告されており、戻入等の手続きの必要は生じなかったものの、市議会事務局においては、政務活動費の支出に係る審査について規則等に基づき、今後とも透明性を一層高めつつ、更に適正な事務処理を行われたい。

2. 契約事務について

契約書の契約保証金を免除する場合の適用条項がないものが見受けられた。

契約保証金を免除する場合には、財務規則第116条各号いずれかの要件を満たすものであることを書面等で確認し、その該当条項を契約書において明確にしておく必要がある。

また、契約保証金は契約上の義務の履行を確保するために徴する担保という性質を有していることから、契約保証金又はこれに代わる担保が納付又は提供されない場合は、財務規則第118条に規定されている損害を補償させる措置である違約金条項をおく必要があると思われる。